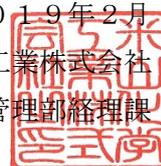


お取引先 各位

2019年2月
米山化学工業株式会社
管理部経理課



消費税「軽減税率制度」への対象商品に関するご案内

拝啓、貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2019年10月より消費税率引上げに伴い、「酒類・外食を除く飲食料品」等を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されることになりました。

つきましては、弊社より発行しております請求書・納品書に記載されております商品名に【食・添】と表記がある商品においては、2019年10月1日出荷分より消費税「軽減税率制度」の対象商品とし、同制度に基づく消費税をご請求させていただきます。

尚、2019年9月30日出荷分までは、【食・添】と表記ある商品を含めすべての商品を現行の消費税率に基づき消費税をご請求させていただきます。

ご不明な点につきましては、弊社の担当営業宛にご連絡の程宜しくお願い致します。

敬具